

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）会議録（第6日）

平成25年3月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 3 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 4 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 8 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 10 議案第11号 町道路線の認定について
- 11 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成25年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告
- 3 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について
- 4 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(以上5件、総務常任委員会委員長報告)
- 8 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第18号 太子町暴力団排除条例の制定について

(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 10 議案第11号 町道路線の認定について
- 11 議案第19号 太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 13 議案第25号 平成25年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成25年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 18 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 19 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算

(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 薮 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	中 島 貞 次
11番	服 部 千 秋	12番	井 村 淳 子
13番	中 井 政 喜	14番	橋 本 恭 子
15番	清 原 良 典	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成25年第1回太子町議会定例会第6日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

います。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第2、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を行います。

新庁舎建設調査特別委員会から3月1日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第3 議案第12号 太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について

#### 日程第4 議案第13号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第5 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第6 議案第15号 太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第7 議案第22号 太子町新型インフルエンザ等対策本部条例

#### の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第12号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定についてから日程第7、議案第22号太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 おはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしております。それをもとに御報告をさせていただきます。

まず、議案第12号ですが、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月13日（水）午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。詳しくは審査経過報告書を参照いただきたいと思います。

平成15年の条例との相違を問う質疑があり、相違は特にないと答弁がありました。

条例第3条第2項第2号の「民間企業または公共的団体の推薦する者」を問う質疑があり、前回は民間企業の東芝から1名であったとの答弁がありました。

条例第3条第2項第6号の「公募により選任する者」の人数を問う質疑があり、人数の割り振りにより多少上下するが、二、三名を考えているとの答弁がありました。

審議会等と同じ位置づけと考えるとよいかと

の質疑に対して、審議会と同じようなレベルにするために条例で委員会を設置するとの答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

議案第13号に行きます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月13日（水）午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。条例中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものであり、質疑なく、可決すべきものと決しました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

議案第14号に行きます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月13日（水）午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。詳しくは審査経過報告書を御参照願います。

先に東日本大震災に派遣された職員はどのような扱いであったかを問う質疑があり、現

行条例による短期派遣で、日当、食料、宿泊料で支給したが、今回県下12町で長期派遣をするため、本町にこれまでなかった単身赴任手当、住居手当等の提案に至ったとの答弁がありました。

県下12町から派遣される職員の住居を問う質疑があり、宮城県山元町が用意するワンルーム賃貸住宅に住むことになっているとの答弁がありました。

もし家族が行った場合の住居を問う質疑があり、自分で探すことになるとの答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

議案第15号に行きます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月13日（水）午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑答弁は以下のとおりです。

移転料、着後手当、扶養親族移転料を問う質疑があり、次の答弁がありました。移転料、着後手当、扶養親族移転料の3つを条例に追加した。①移転料は、住居を移転するための費用で、引っ越しにより住居を移転するに当たり、本人が半分と扶養親族が半分である。このたび山元町の例では、鉄道距離で1,000キロメートル以上となり、移転料は26万1,000円であるが、第9条の2第1項第2号で「赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額」とあり、本人が移転する場合には半分の13万500円、扶養親族が移転する場合は

プラス13万500円、合計で26万1,000円の移転料が支給される。②着後手当は、住居を移転した後に発生する雑費について支給するもので、宿泊定額料と食事定額料の5日5夜分が支給される。③扶養親族移転料は、扶養親族自体を移転するために生じる費用を支給するものである。本人が行くことに対しては旅費が支給されるが、扶養親族の移転には旅費が出ないため、扶養親族の移転に対して、扶養親族移転料でもって移転費用を手当てする内容である。単身赴任を原則とするため、単身赴任の場合は発生しないが、国の基準に基づいて規定するとの答弁がありました。

震災費用に係る費用については、国庫あるいは県からの支出金はあるのかとの質疑があり、職員の人件費関係は山元町から年度末に本町に負担金として入ってくる。山元町自体は国のほうで交付税になるのか補助金になるのかかわからないが、山元町は山元町で補填があるというお金の流れだと認識しているとの答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

議案第22号に行きます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月13日（水）午前10時から午後3時17分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。主な質疑答弁は以下のとおりです。

「新型インフルエンザ等対策本部等」の「等」の内容を問う質疑に対して、想定できないので「等」という表現をしているとの答弁がありました。

第3条中の「情報交換及び連絡調整を円滑に行う」の説明を求める質疑があり、町では専門的な内容の把握はできないので、県なり国なりから情報をもらい、それを住民に知らせることにより、蔓延すること・急速に広がること・重篤な患者が出ることを防ぐということであるとの答弁がありました。

この時期になぜこういう条例をつくるのかを問う質疑があり、国が新型インフルエンザがいつ発生するかもしれないと判断し、新型インフルエンザ等対策措置法をつくったためであるとの答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号太子町男女共同参画プラン策定委員会条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑

を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号太子町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第18号 太子町暴力団

排除条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第18号太子町暴力団排除条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、失礼いたします。福祉文教常任委員会に付託されました議案第17号、議案第18号について、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。平成25年度国民健康保険特別会計予算の考え方は、平成24年度は高額手術等による入院費用が増大し、療養給付費、高額療養費も同様に増大している。療養費を含めた保険給付費の平成24年度決算見込みは平成23年度決算より約10%の増となっており、平成25年度当初予算の保険給付費は、過去3カ年平均2.62%の増も考慮して、平成24年度当初予算比で3.75%の増とした。基金等の繰り入れを行わず、現行の税率で算出した場合の歳入歳出の差は約1億200万円となり、この差額を国保財政調整基金から6,000万円を繰り入れて、残額の4,200万円を保険税率の改定で賄うべきであるが、保険税

率の急激な上昇を緩和するために、例外的に一般会計から2,000万円の繰り入れを行い、残る2,200万円の財源不足分については、今回の保険税率の改定によって補うとの説明がありました。

今回の税率改定で資産割を半分にしたことによる影響額と今後の資産割の方向性はとの問いに、影響額は1,370万円の減となる。資産割については、他市町でも議論となっており、今後もし県が保険者となって統一保険料となった場合は、資産割は課さないという意見が出されている。県が保険者となる段階ではゼロにする方向で考えるべきであるとの答弁であった。

現在の国保世帯数と加入率はとの問いに、平成25年2月末で4,565世帯の35.4%、被保険者数については太子町全人口の約4分の1であるとの答弁でありました。

今般改定の周知方法はとの問いに、7月1日賦課に向けて、「広報たいし」と「国保だより」に掲載し、また納税通知送付時に各被保険者へ通知文も入れて送付するとの答弁でありました。

現行の8期から9期へ納期を1期増やすことにより、1期当たりの納付額が1割程度減る見込みであるとの答弁もありました。

保険料を滞納しているために通常の国民健康保険証が発行できない世帯数はとの問いに、平成25年1月末で、4カ月証は147世帯246名、2カ月証もしくは1カ月証は151世帯231名、資格証明書は58世帯で64名との答弁でありました。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第18号、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町暴力団排除条例の制定について。

審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。罰則規定が示されていない理由はとの問いに、県の暴力団排除条例において1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると罰則規定が設けられているので、町では設けないとの答弁でありました。

また、第4条、第5条の「町の責務」、「町民及び事業者の責務」で暴力団の排除に関する施策の推進とあるが、具体的な内容はとの問いに、年1回、町民の安全安心を守る住民大会が太子町とたつの市と隔年で実施をしている。また、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に対して、町民及び事業者に協力していただくことであるとの答弁であった。

暴力団から町民の方がおどされた場合の窓口はどこかとの問いに、所管は生活環境課であるが、窓口は警察になるとの答弁でありました。

条例制定する理由はとの問いに、今まで公共事業や公共施設の利用について個々の条例等で対応していたが、公共施設の利用に対しては全施設に対応はしていないので、条例制定することによって全公共施設の利用の制限、あるいは全公共事業における契約行為に対して暴力団を排除することができるとの答弁でありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町暴力団排除条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第11号 町道路線の認定について

日程第11 議案第19号 太子町道路  
占用条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第12 議案第20号 太子町合併  
処理浄化槽の設置及び管理  
等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第11号  
町道路線の認定についてから日程第12、議案  
第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理  
等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設  
常任委員会に付託して、休会中に御審査いた  
だいておりますので、これから上程中の議案  
に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

委員会審査報告書を読み上げまして報告と  
いたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下  
記のとおり決定したから、会議規則第77条の  
規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第  
11号。付託年月日、平成25年3月4日。件  
名、町道路線の認定について。審査結果、可  
決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月11日月曜日  
午前10時4分より午後4時58分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。現場確認を行ったところ、  
川島の道路において一部真っすぐな線に反り  
が入っているところがあった。道路側に膨れ  
ていて、型枠を入れるときに手を抜いてる  
という感じがした。また、東保の道路は側溝の  
仕上げが汚いところが目につくとの指摘に、  
部分的に下がっている舗装の箇所等は2年の  
瑕疵の段階で見ると。問題がある箇所につ  
いては是正させたい。構造物を含めて町道に  
帰属を受けるので、美観とか出来形、地盤  
等の検査を行い、できる限りいい状態で受  
けるように努めたいとの説明があった。

重機等の進入で舗装等にでこぼこがある。  
重機等が入って作業することはわかっている  
ので、その都度舗装するのは難しいと思う  
が、先に指導してはとの質疑では、でこぼ  
こが起きないように路盤の検査をしているが、  
部分的にはどうしても生じてしまう。事前  
にチェックをして修復する方針だが、全戸  
建ってから修復するほうが切り貼りになら  
ないと考えている。できる限りでこぼこが  
ないように努力したいとの説明があった。

上記の質疑を経て、委員会として次の  
とおり提言する。

提言内容。現場打ちコンクリートの仕  
上げが汚いので、町からの指導を強化す  
ること。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決  
すべきものと決した。

次に、議案第19号。

本委員会に付託の案件を審査した結果、  
下記のとおり決定したから、会議規則第  
77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案  
第19号。付託年月日、平成25年3月4日。  
件名、太子町道路占用条例の一部を改正  
する条例の制定について。審査結果、可  
決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月11日月  
曜日午前10時4分より午後4時58分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。国が太陽光発電、自然  
エネルギーの活用という観点から、高速  
道路とか道路上の施設に太陽光発電を普  
及していかうと閣議決定をして勧め、道  
路法施行令及び道路整備特別措置法施  
行令の一部を改正する政令が平成25年  
4月1日から施行され、太陽光発電設  
備及び風力発電設備が占用許可対象物  
になることに伴い、道路の占用許可対  
象物件として追加し、占用料を改正す  
るものである。道路敷地のり面一体構  
造でつくる横断歩道橋、防音壁等が許  
可できるもので、太子町で即時に該  
当するものはないと課長より概略  
説明があった。

太子町内で適用される箇所はとの  
質疑で

は、揖保線の林田川堤防に上がっていく両側のり面の活用が考えられるが、県の所有なので対象にならないとの説明があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、議案第20号。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、平成25年3月4日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月11日月曜日午前10時4分より午後4時58分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。この改正は12月定例会における下水道条例の一部を改正する条例とほぼ同じ内容で、兵庫県まちづくり技術センターの財団法人を公益財団法人に改める改正と消費税率に係る字句改正を行うものと所長より説明があった。

この条例が制定された経緯と現在の整備状況はとの質疑では、平成17年度で太子町内の公共下水道の面整備はおおむね終了したが、一部の家屋は地形の関係で下水道管を整備するのに多額の費用と相当の期間を要するため、公共下水道への接続が困難なところがあった。この公共下水道を利用できない家屋について、同じ公共下水道整備済み区域なのに利用できる家屋との間で公平性を欠くので、合併浄化槽を町が整備して、公共下水道と同等のサービスを提供するために条例を制定した。対象件数は11件で、現在の整備は4件であるとの説明があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、報告終わります。よろしくお願いたします。

○議長(佐野芳彦) 以上で経済建設常任委

員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号太子町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第25号 平成25年度 兵庫県太子町一般会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第25号平成25年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成25年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成25年度一般会計予算委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。平成25年度一般会計予算委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、平成25年3月6日。件名、平成25年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月14日木曜日午前10時から午後4時7分、同じく3月15日金曜日午前10時から午後4時37分、同じく3月18日月曜日午前10時から午後5時8分、同じく3月19日火曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過については、別紙のとおり。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

平成25年度一般会計予算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。(1)付託案件の「平成25年度兵庫県太子町一般会計予算」の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料（別添）の提出を求め、慎重に審査した。(2)補助説明員として課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。(3)歳出予算については、各課の平成25年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査をいたしました。

2、審査意見。

歳入について。(1)ふるさと応援寄付金について、「広報たいし」の送付や寄附金の使い道のお知らせ等、継続的關係を築ける取り組みを検討すること。(2)町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平・公正の観点から不納欠損や時効等にならないよう収税管理室の機能強化を図り、滞納者には分納誓約を勧める等、徴収率の向上に臨むこと。(3)税等の口座振替の推進に努め、コンビニ収納等、納付方法と費用対効果をさらに研究し、収納率の向上と町民の利便性を図ること。(4)景気動向、国の交付金の新設・改設等を速やかに調査検討し、町政運営に有利となる制度は

積極的に取り入れること。(5)町財政の見通し等について、積極的な情報公開を行うこと。

歳出について。(1)各款共通事項について。①委託料、負担金及び補助金の目的・効果等を精査し、節減に努めること。②公共施設・教育施設の電灯及び防犯灯において、LED化を検討すること。③各種随意契約は特定の業者に集中することなく、透明性、競争性を確保し、経費削減に努めること。

(2)各款の予算について。①総務費。1、新庁舎建設において、債務負担行為の額と事業総額との相違について住民がよく理解できるよう説明すること。また、今後の事務執行に当たり、これまでの事業費の説明内容と大きな乖離が起きないように努めること。2、顧問弁護士の選定については、近隣の方も含めて今後検討すること。3、男女共同参画プラン策定について、女性の意見が反映されるよう国の指針に基づき、女性を3割起用すること。4、2014年4月にサポート終了を迎えるウィンドウズXP搭載のパソコンの入れかえは計画性を持って進めること。

②民生費。1、子ども・子育て支援制度に係る事業については、計画性を持って適切に対応し、調査結果が十分計画に反映されるようにすること。2、赤ちゃんのえきの周知徹底と常時利用できる体制にしておくこと。3、療育訓練の充実を図るため、療育訓練指導員の登録制等、人材確保に努めること。4、長寿祝金について、近隣市町の状況を鑑み、今後のあり方を検討すること。5、うつ病対策等こころの健康事業を町民が利用しやすくなるようPRすること。6、幼児虐待を国や地域・行政が連携して防止に努めること。

③衛生費。1、女性特有のがん検診を初め、各種検診の周知を図り、受診率を高め、早期発見に努めること。2、ごみ収集について、近隣市の状況を鑑み、負担金の軽減に努めること。3、上太田瓦礫処分場の運営のあり方について検討すること。

④労働費。1、勤労者住宅資金融資制度のあり方について検討すること。

⑤農林水産業費。1、地籍調査は可能な限り迅速に進めること。2、有害鳥獣の被害対策を講じること。

⑥商工費。1、町中小企業振興融資制度のあり方について検討すること。2、観光スポットの魅力アピールの工夫に努めること。3、近隣の特産品売場等において、太子町の特産品を積極的にPRすること。

⑦土木費。1、長金陸橋の階段・歩道部分の整備を初め、子供たちの通学・通園路の安心安全対策に万全を期すること。2、都市公園施設長寿命化計画を速やかに策定し、町民の憩いの場として安心安全を確保すること。3、総合公園整備に当たっては、駐車場スペースの確保を十分検討すること。

⑧消防費。1、自治会の消防団員確保に役立つよう、活動計画や報酬等を記述したチラシ等を作成すること。2、ひょうご防災ネットの周知を図り、加入率の促進に努めること。

⑨教育費。1、教育振興計画策定については、保護者や地域の声が反映されるよう、具体性があり、確実に成果が出るような計画を策定すること。2、教育用パソコンは、児童・生徒の視力低下防止に配慮をして、入れかえ時期を調査検討すること。3、小中学校の扇風機等の設置は、一部の教室にとどまらず、全教室への設置を検討し、夏場の学習環境を改善すること。4、学校メール配信事業は、緊急時等の連絡がとれるよう、常に啓発を行い、加入率を高めること。5、学校施設等のトイレを和式から洋式へと推進すること。6、婦人会補助金廃止に伴い、行政事務が滞らないよう、自治会等と親密な連携を図ること。7、図書館システム導入について、オープンソースの利用等を含め、費用対効果をさらに精査すること。8、学校図書館の図書充足率を高め、新刊図書や外国語教育に関する図書も充実させ、読書環境を整えること。9、文化会館メール配信サービス事業に

において、各種イベントの周知を図れるよう、加入率を高めること。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で平成25年度一般会計予算委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

反対討論とさせていただきます。

昨年の国政選挙により民主党政権から自公政権に取ってかわり、安倍政権はいろいろな手だてを講じ、物価上昇2%、それに伴い雇用の安定と所得の増加を狙ってのことでありますが、これらの政策もこれから日本にとって何が起きるか不透明で、不安定の要素が考えられます。

私たち太子町においても、経済的低下、それに伴う不況の中で町税収入が減少、また今後早急に少子・高齢化が進む中において、一層財政運営が厳しくなっていくものと考えられます。

今回の25年度予算案の内容、中身に対し、賛成したい部分、理解できる部分も若干あるものの、委託料など、もっと考えられる必要があるのでは。

それと、庁舎建設費に土地代4億8,700万円を含まず、新年度予算案、新庁舎建設債務負担行為として29億6,750万円、予算案が提示され、昨年の当初予算からすれば土地代の分だけ増加するのであり、住民に説明した金額はたしか土地代込み、合計30億円弱であったと思いますが、納得のいくものではありません。

当局の説明によれば、想定的な案であることですが、賛成すれば、想定的なものであっても、この予算を認めたことになり、当初よりコンパクトでメンテに費用がかからない、防災対策拠点となる庁舎、そういった庁舎をと理解しておりました。常に庁舎建設にとられることなく、町民の暮らしと福祉を優先していただきたいと何度も一般総括質疑に立ってつけ加えております。

グローバル化により、この太子町においても産業の空洞化により地域産業破壊など起きております。少しでも無駄をなくし、思い切った施策、町の活性化となる、産業の呼び水となる中小的企業を誘致するなど、まちおこし、村おこし対策など、それに伴う予算を講じ、安心して暮らせる雇用環境支援こそが税金の使い道かと思われまます。

子供たち、高齢者、弱者に対する施策、まだまだこれから幾らでもお金がかかる深刻な事態が今後やってまいります。だからこそ無駄を省き、値上げ改正に転じない、一般会計予算の繰り入れを強く要望するものであります。

よって、今回の一般会計予算案はいろいろと考えた上での苦渋の選択にて反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この件についても反対の討論をしていくわけでありませんが、先ほども議員からも討論がありました。このことについても、先の予算委員会、本会議の中でも言うてきましたことを改めて申していくわけでありましたが、歳入に関しましても、法人税が前年比に比べて500万円減であるということもあって、大手企業が、西濃運輸さんですか、24年度に西濃が姫路に行かれたということも

あって減ということもある。

もう一つは、たばこ税、たばこ税は前年比37.9%ですか、上がっている。そういう中で、たばこに関して少し嫌悪感があって、どうなのかということで、その中で、たばこ組合の助成金という形の中での8万円、これももう少し一体となってやればいいのか、歳入も少しでも増えるように地元でという形のことも余りよくよく感じられないという中、それとこの件も歳入の話ですが、自動販売機の件も話しました、公園の。年間9,000円ですか。その中でも、一般会計の本会議の中でも、もっともその管理費、使用料を取ればいいのかという話もしましたが、少し余り乗り気でないという話もありました。

それと、社会福祉協議会の中、これの電気、上下水道料金、使用料についても話をしてみました。文化会館のあの喫茶店もこれで閉店という形、3月15日付ですか、これも閉店という形の中で、片一方ではそういったシルバー人材センターでは月、電気、水道込みも9,300円、一方では、喫茶店のほうは月9万5,000円ですか、そういう何か10倍もかかるような、何かちょっと格差があるんじゃないかというようなやり方。

それと、嘱託事務の委託料の話も、1,600万円ほどの話、従前からこういったことが、連合自治会に支払われた後、自治会に配付されていく形の中のやり方としてどうなのかという形も少しも変わっていかない。

また、職員の公用車駐車場96万円の内容についてもいろいろと話をしてきました。これについても変わることもないような形の中、一般会計の話の中でも、よくよく広報のそういった印刷製本費、こういう中でも特定の業者がちょっと入ってることに全然、いつも同じ業者が入っている、中の予算もどうなのかということもあります。

また、役務費で、私いつも言いますが、保険料、保険代理店の話、これ町内業者でやってほしいという中で、常に太子保険という話が出てきますが、そのほかは全国自治協会と

か、そういったところに入っていると。私は、そのことに関しては安いほうがいいのかなというふうになりますが、やはり土建屋さんにしても町内業者育成とかという話あります。そういった町内業者を優先して、個々に特命随契云々もありましょうが、そういったことで話をしてみましたが、そういったことは見受けられなく、ある一定の業者だけの名前が民間としては出てくる状態の中、こういうことは教育委員会も多いですよ、太子保険使われてるのは。いつも民間民間と答弁ではされてますが、じゃあ去年どうやったのかという話になると、多分そういった話が出てくると思います。

あと、シルバーのことも話しました。シルバー人材センターの話もしました。委託料、清掃管理委託料とか、植木剪定の委託料についても、シルバー少しやっぱり時間給に直すとちょっと高いんじゃないかというような話も一応しておきます。その話の中で、シルバーの方は決まった制服、ジャンパーみたいななん着たらどうかという話もしました。町民の中では、何をしようやろなど。道路清掃でも回ってる方、また道路管理されてる方もばらばらの服を着られてやっているという話もしました。こういったことももっとも指導していつていただきたい。

あと、バス、庁用バスのリースの話もしました。これについてもリース契約、買ったほうが安いとかという話も常々してまいりました。部長も答弁していただいて、そのときも何か時代のはやりがあったと、リース契約にははやりがあったというふうな話もされたけど、今後はそういったことはないような話もされましたが、リース契約はやりでやるものかなという、もっと出し入れの計算上でやっていくものじゃないかなということも思います。

それと、先ほど来も討論されてました、新庁舎の問題。本当に29億円という形の中で話したものが、えっ、土地は含んでたの、土地一緒に込みで29億円やったんだろうという

話からずれて、それは違うんやて話に現在なってくる。ほんまに重大な問題。賛成された方はよくわからんけど、こんだけのずれがあってくる中で、町民サイドにどうやって説明するんやろなど。29億円やったんちゃうんかと。え、土地代また別やん。強いてまた東芝のこの道路広げるためにまた土地買ってという話にも、何かちらほらそんな話も聞こえてきたりして。だから、そんな何かあったようななかったような話をまぜこぜにして、この話も一番大きな問題です。私も本当に説明責任、町民に対して、聞かれたときに何も説明できないんです。私、従前から東芝の用地になること自体が反対ですから、もともとあすかホールのところにつくればいいというような考えをいまだに持っていますから、このことに関しては常に反対の立場とってまいりますけど。

それと、社会福祉協議会のこの補助金についても、大体これ1,950万円ですか、出てます。私どもの自治会……そういった会費の納入が、このたび総会でも21万円ほど払ってますというような報告もありました。そういったところからも、協議会の会費やということで社会福祉協議会にお金が入っている。本当に結構金持ってるんです。だから、そういったことも含めて、こういったことも少し削減する余地もあるんじゃないかということもあります。

それともう一つは、つくも荘の管理、つくも荘の運営についても、いつも私は使用料取ってくれと、100円でも200円でも取ってくれと。使われてる方は生活に余裕がある方、話聞いてます。片一方では税金を払わない人に徴収や徴収やと声たかだかにやられていますけども、それをするんだったらもつとこっち、こういった生活に少し余裕のある方で、遊びでやってる方、趣味でやってる方からお金を取りゃいいじゃないですか。片一方では取る、払えへん人には取るんやと。でも、そんなこと払える人には使用料、ただで遊んでもらうという形の中、答弁では、いや、古いか

らこんなところはお金をもらうことはできひんのやと。いや、古いけど、来ようから、いっぱい参加者がおられるという形やから取ればいいんです。それも、どうもしていただくような話になっていない。

それと……。

○議長（佐野芳彦） 井川議員、個々の話じゃなくて、要旨を述べてください、反対討論の。

○井川芳昭議員 いや、要旨述べとうつもりなんやけど。

○議長（佐野芳彦） 個々の話、全部移ってまいよう。

○井川芳昭議員 だから、そういうことで、次も話ししますけども、こういった社会福祉協議会へのお金の流れもあります。

それと、揖龍保健衛生施設事務組合の話、これも私も議会議員で行っています。常々そういうこと、高いから安くしてくれという話もしています。でも、今回でもこないして1億5,600万円という金が毎度に入ってくるという形の中、余りこれについても、それは揖龍衛生に行くと、それは太子町やと、太子町で話をすると、揖龍衛生の話やと、常にもうこの3年、4年間こんな話を痛しがゆししています。そういったことで、全体的に庁舎のことが本当に大きなお金の流れの中、今回でも管理費云々の話で1億800万円ですか、ぐらいのお金だと思います。そういう流れの中で、いろんなことで締めていくところは締めていく、もらうところはもらっていく考え方が何かないん。そういったこと含めて、この25年一般会計予算、話は長くなりましたが、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 私は今回の予算の審議をする委員として入らせていただきまして、それぞれ25年度一般会計のことにつきまして、款項目それぞれ慎重に審議をしました。ほかの

6名の委員も同様にされたというふうに感じております。その中で、気になるところとか望むところは審査意見として、委員長長の報告にありましておとり付記されております。そういうことで、全員賛成で委員会としては可決をされました。本当に妥当なものだというふうには私は感じております。後は、この付した意見に沿って当局が進まれることを望み、また我々議員は注意を持って、それが実現されるように見守っていきたいというふうに思っています。そういうことで、この原案に対しまして賛成の意を表します。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 いろいろな討論が議員さんから出ましたので、私は新庁舎の件について絞りましてお話をさせていただきます。

先ほども、予算委員会で委員の皆様方がいろいろと議論をしていただいて、この回答の中に、まとめの中に、住民がよく理解できるように説明することということで報告はされておりますけれども、私が思いますには、やはり当局として住民に約束されたこの新庁舎の建設費用は、先ほども話の中に出てますように、24億円が29億円という、5億円ほどの増額の形で簡単に出されておりますけれども、やはりこういう内容は、新庁舎特別委員会とかいろんな形で我々も委員会組織で動いておりますので、そこら辺できちっと話をされた上でのやりとり、それと本当に、きのうも私も我々の町内の集まりがありまして、その中でこういう話をさせてもらったんですけども、住民が本当にこういう、確かにお金を使えば立派な新庁舎は建つでしょう。ただ、本当に住民がそれを望んでおるかどうか、それは私は疑問と思います。きのうも真剣に話を聞いてくれました。5億円も上がるようなことが、我々の明確に皆さんに答えられるレベル、今現段階では答えられない形であると。それはいろんな理由があって5億円という線が出てると思うんですけども、やはりこの担当

課の職員さんは、当初の土地代を抜いた24億円というのは、プロがこれ積算をされておると思うんです。その中で、5億円が上がるということには、先ほども言いましたように、それなりの理由があるということはおよくわかるんですけども、やっぱりこの話を聞いておりましたして、回答の中に、当局の、本当に住民のこのいろいろ、まちづくりの集いの中でもいろんな意見が出たと思うんですけども、やはりコンパクトで、本当に太子町らしい、何も立派な庁舎が建つことが町長の言われるきらりと光る太子町やないと私は思うんです。やはり建物とか、そういう物よりも、この太子町が今後もきちっと存続する町であらなあかんとは私は思うんです。そういう意味で、本当に真剣に当局はこの予算の出し方を考えておるんかと私は思います。そういう意味で、再度ここら辺は住民の納得いくようなやっぱり積算、算出の仕方をお願いしまして、本当に皆が喜んでもらえる、また太子町が今後も幸せな安心安全で暮らせる町に継続するようにお願いすることをもって、私はこの一般会計予算は反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 一般会計、来年度当初予算に関しまして賛成の討論をただいまからさせていただきます。

昨年度全予算額は94億8,900万円、今年度は90億7,700万円、おおよそですけども。ということで、おおよそ4億2,000万円の減と。これは当然昨年度は、新庁舎の土地代の絡みがありましてこういうことになりましたが、近年になく、その前年度と前々年度等々、昨今の当町の予算と比較いたしましてもかなり絞られたなという感じはいたします。

その中で、特に近隣の市町いろいろ見ますと、やっぱり町税の落ち込みというのは非常に厳しい状況にあると思います。そんな中で、本年度予算の中でおおよそ1億円に近いそうい

う町税の増収を見込んでいるということは、やっぱり町の勢いを示すものかなと、そういうふうに考えます。特に歳入で大きいのは町税と地方交付税、国庫支出金に負うところが大きいわけですが、入るをはかって出るを制すという言葉もありますとおり、今後ともやっぱり入に重点を置いていただきたいと思えます。

その中で特に私は町債、今後新庁舎におきまして十何億でしたか、16億円ですか、一応起債の予定がありますけれども、来年度町債におきましてもおよそ1億円の減と予算が計上されておりますし、その辺でいかに今後の新庁舎に向けて、起債の考え方、考えていくかということをやっぱり慎重に考えていただきたいと思えます。

一方、歳出のほうで特に今年度の事業で、今年度、来年度のみならず、今後ともやっぱり考えられるのが福祉の予算です。高齢化の社会が続いていく中で、やっぱり民生費とか衛生費とかどうしても増えざるを得ないという状況で、来年度予算においても増えていくということになるわけです。特に太子町として思い切ってこども医療費の通院の窓口負担、中1から中2、中3ということで、県と同様6分の1を補助するというのも来年度予算で入っておりますが、そういう意味でやっぱり住民の安全安心、命を守る、そういう福祉の分野というのは特にどうしても今後増える可能性がありますけれども、太子町として頑張っていたきたいなというのが私の思いです。

その中で、歳出で特に公債費です。やっぱり借金の返済——いわゆる家庭でいいますと借金の返済ですけども——は来年度もおおよそ当初来年度予算、本年度予算比べまして3,800万円減少しております。そういう意味で、今後これも新庁舎の絡みで起債があつて当然公債費が発生するわけですから、現在抱えておりますほかの公共施設、建物に関して、当然公債費が減っていくわけですから、そのバランスを今後ともうまいことやってい

ただきたいなど、そういうふうに考えます。

そういう意味で、全体としてほか細かいこと言いますと委託料の大幅な減少とか、来年度予算でありますけれども、緊縮財政の中、住民の命、安全安心を守る、そういう施策を今後とも続けていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第26号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第27号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第28号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第29号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第26号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第17、議案第29号平成25年度

兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 福祉文教常任委員会に付託されました議案第26号から議案第29号まで、委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、平成25年3月7日。件名、平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分まで。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。参考資料18ページ、医療費通知及び後発医薬品差額通知費用についての問いに、歳出34ページ、共同電算処理料の53万4,000円の中には、2カ月ごとに行っている医療費通知の委託料と新規事業としての後発医薬品の差額通知の委託料を計上している。これは先発医薬品から後発医薬品にかえた場合の自己負担の差額通知で、国庫補助金である財政調整交付金の対象となり、被保険者の方々へ通知することにより後発医薬品の利用が高まれば医療費の削減が図れることから、年2回通知する予定であるとの答弁であった。

保険給付費と後期高齢者支援金等は前年に比べると合計約1億円の増加が見込まれるが、今後も増加傾向は続くと考えられるのかとの問いに、被保険者数の増加、医療の高度化により医療費はまず下がることはないと考ええる。また、これに伴う保険税の改定がどこ

までできるのかということも今後の課題であるとの答弁でありました。

今後、広域化の話はあるかとの問いに、自民党政権になって今国民会議が開かれ、医療、介護、少子化等の議論が行われているため、国の動向を注視するとの答弁でありました。

歳入、16ページ、普通調整交付金の補助率が前年度より下がっているのはなぜかとの問いに、24年度は普通調整交付金が8%、特別調整交付金が1%の合計9%、25年度はそれぞれ6%と3%で、普通調整交付金から特別調整交付金に率が振りかえられただけで、合計としては変わっていないとの答弁でありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しております。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、平成25年3月7日。件名、平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。歳出、25ページ、講師謝礼の市民後見人研修講師外で司法書士を講師にフォローアップ研修が行われるが、特に市民後見人研修を選んだ理由はとの問いに、平成24年度に老人福祉法が改正されて、市町村として後見の担い手を養成していくことを努力義務として規定された。また、市民後見人は原則ボランティアで、有償の後見人へ依頼することが経済的に難しい方からスムーズに依頼できるよう、25年度は24年度に実施した養成講座の受講者の中から意欲がある方に対して再度研修を実施するとの答弁であった。

歳入、9ページ、滞納繰越分についてはと

の問いに、24年度当初の滞納繰越額は2,305万6,822円で、大半は低所得者の方であり、また所得はあるが介護は自分に関係ないという考えの方も滞納している。制度の理解を求めながら徴収努力を続けたいとの答弁でありました。

地域ケアシステムを今後どう構築していくのかとの問いに、平成37年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることから、住みなれた地域で高齢者が暮らせるように、医療と介護の連携等を考えていこうというのが目的で、25年度に地域ケアシステムを研究して、考え方の意思を統一していくとの答弁でありました。

保険給付やサービス等の歳出面も今後恐らく上昇していく中、若いうちから食生活等を含めて、介護に陥らないための予防についての周知方法はとの問いに、24年度に地域保健推進計画と食育推進計画が策定される。その計画の中で、生活習慣病の改善に絞り、25年度以降、介護に陥らないような健康づくりと自分の体は自分で守るという意識づくりに取り組んでいく予定であるという答弁でありました。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、平成25年3月7日。件名、平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分まで。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。兵庫県後期高齢者医療広域連合での問題点等課題になっていることはあるのかとの問いに、2月21日、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、特

別会計、一般会計について全て可決であった。内容は、平成25年度の保険給付としては3カ年平均から1人当たり92万4,000円を計上し、被保険者数2.5%増を想定したということで、保険給付費で6,170億円を計上しているとの説明でありました。平成24年6月1日現在で、県下2,258名の短期証を発行している状況である。保険料の上昇抑制を図る目的で、現在30億円の剰余金と県の財政安定化基金68億円、合計98億円を投入して現在の保険料としているが、来年度については54億円しか投入できないため、現在の保険料を維持していくことは非常に厳しいという問題があるとの答弁でありました。

滞納の状況と今後の滞納に対する取り組みはとの問いに、歳入見込みとして滞納繰越分50万円計上している。担当者は電話や戸別訪問等で徴収努力を行っているが、23年度の収納率は98.87%であった。特別徴収分は100%収納し、普通徴収分では約95%の収納となっている。原則納付誓約等を取りつけ、徴収努力をしていくとの答弁でありました。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、平成25年3月7日。件名、平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月8日金曜日午前10時から午後3時49分まで。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。残基数500基について今後の考え方はとの問いに、太子町の大切な財産であり、長期にわたり販売していきたいとの答弁であった。

墓所返還還付金400万円の考え方はとの問いに、過去の返還数を参考にして計上してい

るとの答弁でありました。

また、本年度の還付数、還付金額、返還理由はとの問いに、平成25年1月末で返還数4基と返還金額が160万円で、墓を見る者がいない、転出先で墓地が見つかった等が大きな理由であるとの答弁でありました。

今後のメモリアルパークの運営方針はとの問いに、四季折々の中で墓地もある公園としての位置づけで今後運営していきたいとの答弁でありました。

照明のLED化についてはとの問いに、修繕が必要な時期に合わせてLEDにかえていきたいとの答弁でありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長(佐野芳彦)** 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第26号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** 山本部長に対するはなむけの言葉になりませんが、反対討論をさせていただきます。

これについては議案第17号についても関連していくことで、それについてなぜ反対しなかったのかということにもなるんですが、このときに反対をしておきます。

説明にもありました、国保の国保税については歳入歳出でやはりマイナスが出てきて、それについて1億200万円ですか、国保基金から6,000万円、それから一般会計から2,000万円入れて、不足分の2,200万円を値上げで、いわゆる税金の値上げでカバーしていく。その中については、資産割半分という形の中、それとあとは所得、均等割を少し上げていくという形の中でもお話もございました。

こういった中で、この国保の会計の話のときにもしました。やっぱり定期健診をもっともっと受診率上げていくという形の中で国保を使わなくというか、できるだけ使わないように、いろんな面で指導して行ってほしいということもあって、やはり今後歳入歳出が合わんからもう全部値上げしていくんやと、税金上げていくんやということではもう通っていかへんの。最終的にどうなっていくんやということのやっぱり抜本的なことも太子町レベルで考えるんはどうかということになるんやけど、やっぱり全体的にどうしていったらいいんやろかということも含めてひとつ考えていていただきたい。値上げについてはこの時点でも反対ですので、反対討論とさせていただきます。

**○議長(佐野芳彦)** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**○議長(佐野芳彦)** 挙手多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、上程中の議案第27号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第30号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第19 議案第31号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長(佐野芳彦) 日程第18、議案第30号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算及び日程第19、議案第31号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは、審査報告書を読み上げまして報告とかえさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、平成25年3月7日。件

名、平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月11日月曜日午前10時4分より午後4時58分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。一般会計の歳入で受けている皮革排水対策補助金において、昨年は181万3,000円、昭和62年は2,800万円、平成元年、2年は3,000万円と、なぜ補助金が減額されたかとの質疑では、補助金の算定基準は処理水量であり、減少してきたことと県の予算が減額された2つが大きな原因。また、太子町だけではなく、揖保川流域に皮革業者がある市町に対する補助金は同じように減額になっているとの説明があった。

第5次太子町総合計画の中で、事業計画に前処理の改築事業が入っている。平成25年から3年間で4,258万5,000円と事業費が提示されているが、下水道事業の中から歳出されるのか。県や国の補助か。前処理の改築事業を行うとなれば負担が太子町予算につき込まれると懸念するとの質疑では、いろんな方向性を模索する前に上げている。経費も建物更新ではなく、設備機器の更新の経費として上げている。もし改築を実施する場合、国の補助または起債ですが、建てかえを前提とした計画ではない。あくまで方向性を見出すまでの間の計画であるとの説明があった。

目4前処理場管理費、節13委託料130万円の減額理由はとの質疑では、一番大きいのは前処理の運転管理業務委託料で、歩掛の単価が昨年度より下がったためとの説明があった。

消防設備定期点検委託料の委託先はとの質疑では、数社の見積り入札になる予定との説明があった。

石綿含有断熱材調査委託料について、何の調査をして、委託先はとの質疑では、新規事業で、県の環境管理局より、煙突内部に使用している石綿の含有断熱材からの飛散防止について必要な措置をするための第1段階とし

て、石綿がどれだけ含まれているかの調査をする。業者はまだ決まっていない。調査ができる業者を探して、数社の見積りになる予定との説明があった。

糸井地先雨水貯留施設実施設計委託料の詳細説明をとの質疑では、区画整理をした糸井地区で雨水の貯留施設300立米ぐらいの設計で、機械電気等の設計をする予定。下流側が姫路で、以前から姫路と協議をし、規模は決定済み、入札の予定であるとの説明があった。

上記の質疑を経て、委員会として次のとおり提言する。

提言内容。前処理場については、さらなる経費節減に向け、同じ方向を向いて町と議会と業者が3者一体となって努力することを強く求める。

(2) 審査結果。賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、清原委員、吉田委員、堀委員、中薮委員。反対、平田委員。

次に、議案第31号。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、平成25年3月7日。件名、平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年3月11日月曜日午前10時4分より午後4時58分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。水源地機械運転管理委託料は以前から1社による随意契約は好ましくないと主張してきた。本年度から指名競争入札になった理由はとの質疑では、随意契約は法律で130万円未満の場合は認められている。入札に付することによって高くなる場合は特命随意契約になる。25年度から指名競争入札に付して競争性を増すとの判断したとの説明があった。

損益勘定支弁職員の職員数が6名で増減がない。632万5,000円増額の理由はとの質疑では、昨年は前所長が退職するため新人職員の給料を予算計上し、今年度は現職員で計上したため増額との説明があった。

機械及び装置購入費828万2,000円増で、監視カメラ設置と会計システム変更が新規に計上されているが、詳細説明をとの質疑では、監視カメラの設置は、吉福浄水場は3方向道路に面し、広い土地であるため、3台設置して場内警備に当たる。会計システム変更は、平成26年度予算から地方公営企業制度の改正に伴う変更と消費税増税に伴う変更のためとの説明があった。

上下水道料金等徴収員賃金1名分15万1,000円の減額理由はとの質疑では、現在の徴収員は今年度末をもって雇用期間が終わり、来年度から新たな新徴収員になる。夏期手当1.5カ月分が0.45月分のため減額となっているとの説明があった。

水道料金の未収金の回収方法はとの質疑では、専門の徴収員が1名と職員が5班に分かれ、定期的に徴収している。未収金は約2,000万円ある。滞納者には給水停止の手法等を行っているとの説明があった。

沖代水源の水を使用する場合、新たな施設をつくる必要はないのか。また、西播磨水道企業団から水を購入する場合、経費的な比較はとの質疑では、沖代水源は吉福水源の補完施設と位置づけている。沖代、吉福水源の施設を今後どうするかは検討課題である。西播磨水道企業団の水は吉福水源に直接入り、1日2,000トン確保可能と聞いているが、使用水量が減っているので、吉福、老原、沖代、県水で水は足りる。西播磨水道企業団は緊急時の補完施設と位置づけたいとの説明があった。

上記の質疑を経て、委員会として次のとおり提言する。

提言内容。水道事業については、補完施設の必要性を早急に検討し、さらなる経費節減に努めること。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 下水道事業に対して反対討論を行います。

今回、前処理場事業会計を統合、下水道事業会計に統合したことにより、一般会計の歳入で受けている県よりの皮革排水対策補助金において、今後どのように変化していくものか、不明確と、また情報によれば、たつの、姫路、これに対する国、県からの補助が数十億円という高額の補助を受けているという情報もあります。

それと、第5次太子町総合計画の中で、事業計画に前処理場改築事業費4,258万5,000円は当然下水道事業会計から行われるものと考えられる。負担はもちろん住民の税金にてつぎ込まれる。その経費は建物更新でなく、設備機器の更新経費との説明であったが、いずれにせよ下水道事業会計からの予算であることは明らかであります。

このたび経済建設常任委員会の提案内容として、さらなる経費節減に向け、同じ方向を

向いて町と議会、業者が一体となって努力することを強く要望しましたが、ただ単の要望しかすぎないものと考えます。この問題は長年の懸案事項であり、長年にわたり解決策が進展しない中で、下水道事業会計そのものが今回問題であるということではなく、今回の前処理場予算にて税の平等性から考えた上において、私はこれに反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第31号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覽表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時46分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月26日の招集以来、本日までの28日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額168億8,160万4,000円の平成25年度当初予算を初め各会計の補正予算、条例の制定、工事請負変更契約の締結など多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。

また、3月をもって退職されます山本生活福祉部長、またこの席にはおられません、栗川給食センター長、井上社会教育課長におかれましては、長い間本当に御苦労さまでございました。今後は健康に御留意され、第二の人生を歩んでいただきたいと思ひます。

以上をもって、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（北川嘉明） 平成25年第1回太子町議会定例会（第441回町議会）を閉会される

に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月26日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には、議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に御審議をいただき、その御苦勞に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成25年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

日を追うごとにしのぎよい時期となっておりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に際しての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐野芳彦

署名 議員 森田真一

署名 議員 平田孝義